

(陳情の要旨)

先の参議院選挙で、主権者国民は「消費税、ノー」の意思を表明しました。

消費税は、公約違反であり、国民の生活と中小業者の営業を破壊する大悪税です。選挙での国民の審判が下った以上、消費税は直ちに廃止すべきです。

政府・自民党は今、消費税の「見直し」や「福祉目的税」への衣替えを口にしてはいますが、どのように「見直し」、名称を変えても、大型間接税の国民いじめの本質は変わりません。

自民党政府はまた、「消費税廃止を言うなら財源とセットでなければ無責任」と言っていますが、これこそ無責任な居直りです。もともと「やらない」という公約を踏みにじり、国民に押しつけた消費税は、あれこれの口実で存続させるのではなく、きっぱりと廃止することこそ、民主主義の常道と言わなければなりません。

消費税は直ちに廃止し、その上で「福祉のため」「減税のため」の税制改革を国民合意のもとで行うべきです。

また、主権者国民の意思を反映した国会をつくることは参議院選挙の結果から見ても急務であり、衆議院の解散・総選挙を直ちに行うべきと考えます。

よって、貴議会において、消費税を即時に廃止することを求める意見書を関係機関に提出されるよう求めるものであります。

私たちは、以上の趣旨に立って、次の陳情を行うものです。

一、消費税法を直ちに廃止すること。

平成元年九月四日

陳情者

西多摩郡羽村町羽一、九〇五

大型間接税反対西多摩連絡会

会長 岩 本 寅 次 印

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

写

福監発第 17 号

平成元年9月8日

福生市長

石川 彌八郎 殿

福生市議会議長

仲村 清 信

福生市監査委員 持田 力 印

同 指田 保雄 印

平成元年7月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検査日 8月30日(水)
- 2 場所 監査委員事務局
- 3 対象 平成元年7月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項。

4 結 果

7 月中における現金の出納状況について関係
帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、7 月
末日における収支の状況は、別紙のとおりで計
数上の誤りは認められなかった。

平成 元 年 7 月分

平成 元 年度

1 歳入歳出の状況

会 計 名	予 算 現 額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一般会計	千円 14,494,647	1,080,471,886円	4,148,880,590円	28.6%	円 768,608,137
国保会計	2,108,016	168,641,108	524,141,286	24.9	100,780,220
老人保健 医療会計	1,414,884	177,371,305	423,361,066	20.1	14,862,395
区画整理 会 計	100	0	50,312	50.3	30,312
下 水 道 事業会計	2,617,307	0	20,000	20.0	140,298,193
受託水道 事業会計	747,866	138,477,947	320,972,145	12.3	10,599,924
合 計	21,382,820	1,293,295,222	180,673,952	6.9	1,508,505,065
		1,788,313,961	5,512,660,567	25.8	1,788,313,961
			4,477,481,386	20.9	1,035,179,181

・運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前 月 末 現 在 高	本 月 中 収 入 額	本 月 中 支 出 額	本 月 末 現 在 高
歳入歳出外現金	65,195,423円	195,448,373円	223,559,292円	37,084,504円
都 税	65,591,622	111,846,570	65,591,622	111,846,570
合 計	130,787,045	307,294,943	289,150,914	148,931,074

3 基金の状況

区 分	前 月 末 現 在 高	本 月 中 収 入 額	本 月 中 支 出 額	本 月 末 現 在 高
職員退職準備	108,397,378円	0円	0円	108,397,378円
庁舎増築	593,837,659	0	0	593,837,659
都市施設整備	828,407,294	458,540,000	0	1,286,947,294
福生市育英	13,150,000	0	0	13,150,000
市営住宅等管理	66,013,842	0	0	66,013,842
財政調整	761,307,923	0	0	761,307,923
学校施設等整備	754,695,523	0	0	754,695,523
国際交流	155,475,669	0	0	155,475,669
用品調達	1,540,401	831,983	986,737	1,385,647
土地開発	13,154,606	0	0	13,154,606
基金	561,229	0	0	561,229
中小企業振興 資金一時補填 基金	2,648,636	1,117,484	2,896,077	870,043
国保高額療養 基金	30,424,450	28,646,800	50,000,000	9,071,250
国印				
合 計	3,329,614,610	489,136,267	53,882,814	3,764,868,063

・運は運用金

第三回福生市議会定例会会議録 (第十三号)

平成元年九月二十二日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が招集された。

出席議員は次のとおりである。

一番	田村正秋君	二番	大森進君	三番	野口秀世君
四番	浜中輝夫君	五番	須釜亮次君	六番	南木繁男君
七番	佐藤慶二君	八番	林田金武君	九番	在原敏博君
十番	村野和一郎君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行人君	十五番	齋藤巽君
十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君	十八番	小野沢久君
十九番	堀川寅實君	二十番	指田保雄君	二十一番	小野沢久君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

二十一番 東田正治君

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	須崎	進君	議事係長	島田	幸治君	臨時速記	山川	芳子君
--------	----	----	------	----	-----	------	----	-----

出席説明員は次のとおりである。

市長	石川	彌八郎君	助役	浅見	裕康君	収入役	内田	和雄君
----	----	------	----	----	-----	-----	----	-----

教育長	来住野	和也君	行政推進	担当参事	関口	清君	企画財政部長	野沢	久人君
-----	-----	-----	------	------	----	----	--------	----	-----

総務部長	森田	進君	市民部長	岩崎	好亮君	福祉部長	石川	和夫君
------	----	----	------	----	-----	------	----	-----

建設部長	小野	光朗君	教育次長	古谷	正夫君	監査委員	佐藤	喜一郎君
------	----	-----	------	----	-----	------	----	------

選挙管理委員会事務局長	川辺	登茂次君
-------------	----	------

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 九月二十二日（金）午前十時

日程第一 議案第七十号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第七十一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第三 議案第七十二号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第四 議案第七十三号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第五 議案第七十四号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第六 議案第七十五号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第七 議案第七十六号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第八 議案第七十七号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第九 議案第七十八号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第十 議案第八十号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第十一 議案第八十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第二号）（審査報告）

日程第十二 議案第八十六号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第十三 議案第八十七号
日程第十四 議案第八十八号
日程第十五 議案第八十九号
日程第十六 陳情第一一九号

平成元年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号) (審査報告)
福生市指定金融機関の指定について (審査報告)
市道路線の認定について (審査報告)
義務教育費国庫負担制度の堅持と削減、除外された費用の復元を求める陳情書 (審査報告)

日程第十七 陳情第一一十号

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める陳情書 (審査報告)

日程第十八 議案第九十号

昭和六十三年年度福生市一般会計決算認定について

日程第十九 議案第九十一号

昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第二十 議案第九十二号

昭和六十三年年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

日程第二十一 議案第九十三号

昭和六十三年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

日程第二十二 議案第九十四号

昭和六十三年年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第二十三 議案第九十五号

昭和六十三年年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第二十四 議案第九十六号

市道田園二八号線外二路線改良工事(五日市線熊川く東秋留間一K三七六M付近立体交差工事)委託契約

日程第二十五 議案第九十七号

多摩河原公園(仮称)新設工事請負契約

日程第二十六 議案第九十八号

多目的広場新設工事請負契約

日程第二十七 議案第九十九号

福生市教育委員会委員の任命について

日程第二十八 議案第一百号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

日程第二十九 閉会中の継続審査申し出について

日程第三十 特定事件の継続調査について

平成元年第三回福生市議会定例会議事日程(第三日目)

(追加その一)

追加日程第一

議案第一百一号

地方財政の充実・強化に関する意見書

日 程 第 一 三 号 議案第九十七号 平成元年年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）
日 程 第 一 四 号 議案第九十八号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 一 五 号 議案第九十九号 市道福生線の指定について
日 程 第 一 六 号 議案第一百号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 一 七 号 議案第一百零一号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 一 八 号 議案第一百零二号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 一 九 号 議案第一百零三号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 十 号 議案第一百零四号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 一 号 議案第一百零五号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 二 号 議案第一百零六号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 三 号 議案第一百零七号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 四 号 議案第一百零八号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 五 号 議案第一百零九号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 六 号 議案第一百十号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 七 号 議案第一百十一号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 八 号 議案第一百十二号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 二 九 号 議案第一百十三号 福生市指定廃棄物処理場の指定について
日 程 第 三 十 号 議案第一百十四号 福生市指定廃棄物処理場の指定について

午前十時八分 開議

○議長（仲村清信君） ただいまから平成元年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（仲村清信君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（須崎議事事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

○議長（仲村清信君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る九月二十日開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告いたします。

まず、第三日目の案件といたしましては、新たに提出されましたものとして、市長より十件、議会側より意見書一件の議案が提出され、本日の日程に組ませていただきました。ほか、本定例会第二日目に各委員に付託されました案件の審査報告であります。

次に、日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり、各委員会から提出されました審査報告を付託の順にお願いし、次に新たに提出されました議案を前例に倣いまして編成いたしました。

次に、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、日程第十八については特別委員会を設置し付託、日程第十九から日程第二十三までにつきましては、それぞれ所管の委員会に付託し審査願い、日程第二十四から日程第二十八までについては、慎重審議の上、即決願うことといたしました。また、日程第十六、日程第十七につきましては一括上程することといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側の申し入れ及び議会側の協議事項があり、日程第十八に入る前に開催し協議願うことといたしました。

以上のように議会運営委員会としては決定いたしました。本日、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（仲村清信君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第七十号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第七十号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

何も質疑なく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二 議案第七十一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名がございましたので、議案第七十一号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より議員報酬の現行三十万五千円は、市職員の高卒職員では何歳に相当するのか。六十一年度以降三年間の市職員のベースアップ率はどのくらいか。改正に伴う平年度での必要財源は幾らかとの質疑に、三十万五千円は高卒の市職員で三十二歳。また、三十五万五千円とした場合は三十八歳に相当する。職員のベースアップについては、六十一年度二・二三％、六十二年度一・四七％、六十三年度二・三五％であり、定期昇給を含めて三年間で一一・五三％となる。必要財源は、平成元年度と平成二年度を比較すると、

約二千七百七十五万六千円となるとの答弁がありました。

また、委員より今回の大幅な改定については、公聴会を開催して十分な検討が必要と思うので、委員会で諮ってもらいたいとの意見があり、諮りましたところ、公聴会開催は起立採決の結果、賛成少数で否決されました。

また、委員より当市議員は基地を抱えている特殊性で、他市の議員より繁忙と考えているか。また、六十一年度の答申では、二年に一度は適否を検討するとの強い意見があったと思うがどうか。三年数カ月にかたて答申を求めなかった理由は何かとの質疑に、福生市の特殊性は基地があることであり、現実問題として多忙であると思う。六十一年度の答申には、少なくとも二年に一度はその適否を検討すべきであるという意見がつけ加えられている。三年数カ月の指摘のとおり、いささか長かったとの答弁がありました。質疑の中で反対との意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）

以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君）

それでは、議案第七十一号

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

この条例の改正そのものは、特別職の報酬審議会の答申に基づいて行われたというふうには、説明がありません。また、議案の説明の中では他市との比較等も考え、均衡等もとりましたがこの改正を行うというところがありました。私はこの理由には、さしたる合理的な理由はないと思います。一つは、議員の報酬の考え方の問題ですけれども、福生市において、いかなる仕事を議員がどのように行うかということが、議員の報酬を決定する最大の要因ではないかと思っています。それにつきましては、報酬審議会の中で一行触れています。特に「横田基地を控える立場等を考慮し」という一行がありますけれども、これは、委員会の中で市長に私が質問しましたところ、繁忙ではないかと思うという答えが出てきています。しかし、翻って考えてみますと、私も福生の市議会の考え方とすれば、例えば、他市との比較からいいますと、報酬の問題だけではなくて、議員に対する考え方あるいは控室に対する考え方、議員図書館に対する考え方等々は、とても他市並みとは思えません。こうした中で、議員に対していかなる仕事をどのように要求するかということについての合理的な報酬の考え方が存在しなければいけないと思っています。報酬というのは、労賃金に対するものではありません。つまり、労働に対するその対価としての給料ではありません。から、考え方が違ってくるかもしれませんけれども、少なくとも他市との均衡、特殊性というだけで、この報酬を決めてきたことに対しては、納得をすることができません。私は、はっきりした福生市の議員の立場のあり方や、あるいは報酬の考え方について、もっと明確な理由の後に提案されるべきものと考えています。

この一六%の値上げの問題にしましても、この間、報酬審議会は二年ごとに答申を出さないといっているにもかかわらず、放っておきました。例えば、二年ごとに四%、報酬を改定していけば、恐らく今回提案された額に非常に近くなると思います。しかし、昨今の状況からいえば、一六%もの値上げを近隣市町村との均衡の問題や、横田基地を控える特殊な立場ということだけで提案をすることは、私はとても市民の皆さんの納得を得るものとは思っていません。

というような理由で、この議案第七十一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の討論いたします。以上です。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者六番南木繁男君。

（六番 南木繁男君登壇）

○六番（南木繁男君） 私は、議案第七十一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論を行います。

皆さん御存じのように、報酬審議会の結論によって、この値上げがされたわけでありましたが、報酬審議会の委員の名簿を拜見いたしますと、婦人層、商工業、青年層、各界の同意を得て、満場一致で採択されているようであります。遠藤さんとちょっと違った意見ですが、市民の完全な同意が得られたものと解釈いたしております。あえて、他市と比較する必要はないというのは同意見であります。決して、他市に比して突出している額が提案されているわけではなく、また、市職員に比しても、決して多額であるとは申せません。よって、この答申は適当であり、市議会において議決されることは適当であると考えます。また、この議案にどうしても納得できないならば、東村山市に例があるようでありますが、六十三年の四月一日から、一人の方ですが、一部請求権を放棄なすってそのまま受け取っていないという方があるそうです。これは法的にも適法だそうありますので、もし、反対の意見を貫くならばそのような方法をとられる、あるいはまた社会福祉協議会にその差額を寄附なさる等、自己を納得させる方法もあるのではないかと思ひます。（「余計なお世話だ」と呼ぶ者あり）

余計なお世話かもしれません、余計なお世話ではないかもわかりません。

以上、賛成の討論いたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 次に、反対者十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第七十一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

当議案は、議員の報酬を五万円引き上げるなどの内容のものであります。前回引き上げ後、三年以上経過したことなど、改定をすべき時期に差しかかっているということ、あえて否定するものではありません。

ん。しかし、その手続また金額などは十分な時間をかけ論議を行い、市民的な合意を得たものでなければならぬと思ひます。市長は、曲がりなりに審議会の答申を得たとして提案したわけでありましたが、その審議会も、わずか四回の審議であつて、まだ私としては不十分でないかと思ひます。ですから、議会側もそれを単に議会内だけの審議ではなく、委員会条例にも定めてあります公聴会を開き、広く市民の声を聞いて、改定案が妥当なものかどうか検討して結論を出しても、決して遅くはありません。しかるに、そうした公聴会開催の提案に対して、総務委員会におきましては、この提案を退けてしまいました。今回の議員の報酬五万円の引き上げは、率にいたしましたして一六・三九％であります。審議の中で明らかにしたわけですが、市職員の六十一年、六十二年、六十三年の三年間のベースアップのトータルは一一・五三％であり、いかに今回の報酬引き上げ率が高いかは、はっきりとしております。公聴会を開催すれば、こうしたことに対して厳しい指摘が集中することは明白であると思ひます。

私は、議員報酬を主たる収入として生活している一人といたしまして、勤労者が退職をし議員となつても生活できる経済的条件が整うことは、民主主義の上からも、非常に重要であると考えているものであります。それだけに、今五万七千市民の議員としての報酬が妥当なものかどうか、大いに論議をすべきときであり、そうした経過が不十分なまま、結論づけられた条例には反対をするものであります。

また、もう一言申し上げたいわけですが、先ほども賛成討論の中で、反対をするなら請求権の放棄とか寄附などというまことに低次元な批判があつて、反論するということも、あえてするものではありませんけれども、まさに批判にこういうものは値するものではありませんけれども、私どもは、なお一層議会内外での市政の民主化、住民要求の実現に向けて全力で取り組んでいく、そういうことも表明いたしておくものであります。

以上、簡単ではございますけれども、反対の討論といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第七十一号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。